

《記入例》戸籍・住民票等交付請求書 (相続)

石井町 市区町村長 あて 令和 年 月 日

○請求者はどなたですか

住所	〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1		
フリガナ	いしい いちろう	石井 一郎	生年月日 明・大・昭・平 〇〇年〇月〇日
電話番号または携帯番号	TEL 088-674-1111		

○どなたの戸籍(住民票)が必要ですか

本籍(住所)	徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1		
筆頭者(世帯主)の名前	石井 太郎		
必要な人の名前	いしい たらう	石井 太郎	生年月日 明・大・昭・平 〇〇年〇月〇日
請求者との続柄 (☑をつけて下さい)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子または孫 <input checked="" type="checkbox"/> 父母または祖父母 <input type="checkbox"/> 同じ世帯 <input type="checkbox"/> その他(第三者等)		
使用目的	相続手続きのため、銀行に提出する どこへ何のために提出するのか、誰のどのような記載が必要か、具体的な使用目的をお書き下さい		
戸籍の必要な事項	①. 被相続人氏名 氏名 石井 太郎 ②. 死亡年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 ③. 被相続人の出生から死亡まで 各 1 通 ④. 被相続人の死亡記載のみ 各 通 ⑤. 相続人全員の現在の戸籍まで必要 各 通		
住民票の必要な事項 (☑をつけて下さい)	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 方書 <input type="checkbox"/> 住民票コード *住民票コードは、本人または同一世帯の方が請求できます *最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、届出年月日と種類、提出先を必ずお書き下さい 「 年 月 日 に 届を 市町村へ提出」		

○何が必要ですか

各市町村により手数料が異なりますので、お確かめの上、ご請求ください。

必要なもの (☑をつけて下さい)	必要通数	手数料	請求先
☐ 戸籍	☐ 全部(謄本)	通	本籍地
	☐ 個人(抄本)	通	
☐ 除籍	☐ 謄本	通	
	☐ 個人	通	
☐ 改製原戸籍	☐ 謄本	通	
	☐ 個人	通	
☐ 戸籍の附票	☐ 謄本	通	
	☐ 個人	通	
☐ 身分証明書	☐ 個人	通	
☐ 独身証明書	☐ 個人	通	
☐ 住民票の写し	☐ 全部	通	住所地
	☐ 個人	通	
☐ 住民票の除票	☐ 個人	通	
同封金額	手数料(定額小為替) + 返信用切手		
	円分		円分

郵送による各種証明書の請求について ～相続等で戸籍謄本等を郵送請求される方へ～

1. 戸籍・住民票等交付請求書の記載方法
下記の事項に注意して必要事項を全てご記入ください。

●どなたの戸籍(住民票)が必要ですか欄

「戸籍の必要な事項」欄①～⑤番の該当するところをご記入ください。

もしくは、「使用目的」欄に必要な事項をご記入ください。

例)「被相続人〇〇の出生から死亡までの一連の戸籍を〇部ほしい」
 「被相続人〇〇の出生から昭和〇年〇月〇日婚姻までの一連の戸籍を〇部ほしい」
 「被相続人〇〇の婚姻から昭和〇年〇〇市への転籍までの一連の戸籍を〇部ほしい」
 「被相続人〇〇の死亡事項が記載された戸籍を〇部ほしい」
 「被相続人〇〇の子4人が全員記載された戸籍を〇部ほしい」

※請求者が本人及び直系親族〔本人の配偶者(注1)、直系尊属及び直径卑属〕以外の方は、必ず本人からの委任状が必要です。

また、請求者が直系親族〔本人の配偶者、直系尊属及び直径卑属〕の場合で、現在、本人と同一戸籍でない場合は、続柄のわかる戸籍のコピー〔還付可〕が必要(注2)です。

注1) 配偶者の方が請求する場合は、自己の夫または妻が記載されている戸籍しか請求できません。

注2) 出生当時から本町以外に戸籍のある方等については、本人との続柄を確認できませんので、続柄のわかる戸籍(コピー)が必要となります。

●何が必要ですか欄

☑を付けずに、空白のまま提出してください。

※戸籍の種類には現在戸籍(全部事項証明)から始まり、改製原戸籍、除籍などいろいろな種類があります。

人によっては、その戸籍の変動(結婚、離婚、縁組等)やその時期によって戸籍の種類も様々で、一概に全ての方が同じ種類の戸籍とは限りません。その結果として、交付金額や返信用の切手代も異なってきます。

2. 電話での確認方法

前もってお電話等で正確な戸籍の種類及び金額、返信用送料が知りたい方は、本町までご連絡ください。分かり次第、こちらからご連絡致します。



※回答には、その日のお客様の混み具合にもよりますが、ある程度のお時間を要します。また、お受けした時間帯によっては、回答が翌日(週末ですと週明け)になる場合もありますので、ご理解ご協力をお願い致します。

石井町役場 住民課 戸籍住民係 電話088-674-1114